

用語解説

(50 音順)

	用語	解説
い	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 平成 29 年改正により育児休業期間の延長や介護休業の分割取得が可能となった。
え	A V 出演強要問題	若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親族にばらすなど言われ、本人の意に反して出演を強要される事例のこと。
	S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。
	協働	まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むこと。
こ	子育て支援センター	子育て支援に関する総合的な事業を行い、地域における子育て支援を推進するための施設。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。また、時代や慣習によって「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と固定的観念や偏見に基づいてつくられた性差のことをジェンダーバイアス（刷り込まれた社会的性差）ともいう。
し	J K ビジネス問題	女子高生（JK）などに、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるなど、若年層の性を売り物とする営業のこと。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。平成 26 年には法律の有効期限が 10 年間延長された。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 101 人以上）は行動計画が義務づけられている。

	用語	解説
し	児童手当（概要）	児童を養育している保護者に児童手当を支給することで、家庭等での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とした手当。
	児童扶養手当（概要）	父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、支給する手当。ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的としている。
	社会的性別 （ジェンダー）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）と区別して用いられる。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 4 月 1 日施行。障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざしている。
	女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。昭和 54（1979）年 12 月、第 34 回国連総会において日本を含む 130 カ国の賛成によって採択され、昭和 56（1981）年に発効。日本は昭和 55（1980）年 7 月に署名、昭和 60（1985）年に批准した。
	女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成 27 年に成立、平成 28 年 4 月 1 日施行。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 301 人以上）は行動計画が義務づけられている。地方公共団体には実施状況のフォローアップと公表、職業選択に資する情報の公表も義務づけられている。

	用語	解説
せ	性的少数者 (性的マイノリティ)	性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者 (Lesbian/Gay)、両性愛者 (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) が含まれる。それぞれの頭文字をまとめて LGBT といい、性的少数者全体の総称として用いられる。LGBT 以外にもアセクシュアル (他人に恋愛感情を抱かない人・無性愛者)、クエスチョニング (性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人)、パンセクシュアル (性別に関わらず全ての人を好きになる人) など様々な人がいる。これらは個人の趣味や一過性のものでなく、本人の意思で変えられるものではない。
	性と生殖に関する健康と権利	リプロダクティブ・ヘルス/ライツともいう。1994 (平成 6) 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く論議されている。
	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	男女雇用機会均等法における職場におけるセクハラとは、労働者の意に反して性的な言動が行われ、拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなり、就業上支障が生じること。男性も女性も加害者、被害者になり得る問題で、同性に対するものも該当する。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

	用語	解説
た	男女共同参画週間	内閣府が、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設けている。
	男女共同参画の表現ガイドライン	公文書や広報、ホームページ、パンフレット、ポスター、チラシ、窓口、電話対応等、市からの情報発信において、男女共同参画の視点からより適切な表現を考えるための指針。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 平成28年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設された。
	男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
ち	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関。
て	DV (ドメスティック・バイオレンス)	本プランでは、配偶者（元配偶者、事実婚も含む）や交際相手からの暴力のことをさす。身体的暴力の他、心無い言動等による精神的暴力、性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに悪口を吹き込むなど子どもを利用した暴力などがある。家庭内で起こることから潜在化しやすい面がある。
	デートDV	結婚していない交際相手からの暴力のこと。若年層の間でも起きている。構造的には配偶者間でのDVと同じで、相手を尊重せず、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけるなど力と支配の関係が根底にある。犯罪行為ともなりうる。
と	特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいた、国の機関や地方公共団体の機関としての行動計画。
は	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に成立。平成25年の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者も適用対象となった。

	用語	解説
は	働き方改革	働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。
	働く婦人の家	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 7 年法律第 107 号）附則第 9 条第 1 項の規定により、なお効力を有するものとされている改正前の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）の規定に基づき、女性労働者に対して各種の相談に応じ、日常生活に必要な指導・講習・実習等を行うなど、女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設。
	パブリック・コメント手続	市の重要な政策等の策定に当たり、その政策に関する計画等の素案の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、それに対する市民等からの意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」）を求め、提出された意見等を考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。
	ハラスメント	主に職場で行われる様々な嫌がらせのこと。 パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントがある。
	パワー・ハラスメント (パワハラ)	職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。
ひ	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自らを避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。
ふ	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手助けをしたい人（おたすけ会員）が、会員となってお互いを地域の中で助け合う組織。
へ	北京宣言と行動綱領	第 4 回世界女性会議で採択。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、(1) 女性と貧困、(2) 女性の教育と訓練、(3) 女性と健康、(4) 女性に対する暴力、(5) 女性と武力闘争、(6) 女性と経済、(7) 権力及び意思決定における女性、(8) 女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9) 女性の人権、(10) 女性とメディア、(11) 女性と環境、(12) 女兒から構成されている。

	用語	解説
ほ	保育所入所待機児童	認可保育所入所希望者のうち、入所要件に該当しているが入所していない児童。
	母子家庭高等職業訓練促進給付金・父子家庭高等職業訓練促進給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、支給される給付金。
	母子父子家庭自立支援教育訓練給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職につながる能力開発のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成するための給付金。
	母子父子寡婦福祉資金貸付等制度（概要）	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活安定と、その子どもの福祉の増進を図るための各種貸付。修学資金、就学支度資金、修業資金、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、就職支度資金等がある。
ま	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	働く女性が、妊娠・出産、育児休業等制度の利用を理由に職場で受ける嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。
め	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
	面前DV	子どもの目の前で家族に対し暴力をふるうことで、児童虐待にあたる。
よ	幼稚園就園奨励費（概要）	幼稚園教育の振興のため、私立幼稚園に満3歳以上の子を通園させている家庭に対し、その世帯の課税状況に応じて保育料の負担を軽減するための補助。
ら	ライフプラン	就職、結婚、妊娠、出産、育児等のライフイベントを視野に入れた長期的な視点での人生設計のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。

以上の用語解説は、内閣府男女共同参画局、各省庁ホームページ、他の資料をもとに作成しています。

「ジェンダー・フリー」の用語使用について

過去に「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、「性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指す」との誤解を生じたことを考慮し、国の第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月27日）の解釈に基づいて、引き続き「ジェンダー・フリー」の用語は使用せず、「社会的性別（ジェンダー）」にとられない」と表記します。